○石川工業高等専門学校寄附金取扱要項

平成 18 年 10 月１日　校長裁定
平成 20 年６月 11 日　一部改正
平成 21 年４月１日　一部改正
平成 24 年４月１日　一部改正
平成 24 年 10 月 23 日　一部改正
平成 25 年４月１日　一部改正
令和８年４月２２日　一部改正

（趣旨）

第１条　石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては，独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年高専機構規則第45号）によるほか，この要項の定めるところによる。

（寄附の申込み）

第２条　寄附の申込みをしようとする者（以下「寄附者」という。）は，校長に寄附金申込書（別紙第１号様式）を提出するものとする。

（受入れの審査・決定）

第３条　校長は，寄附金申込書の提出があった場合は，必要に応じて外部資金受入委員会の意見を徴し，業務の推進に有意義と認める場合は，受入れを決定するものとする。

（受入れ通知）

第４条　校長は，寄附金の受入れの決定をしたときは，当該寄附者に対し寄附金受入通知書（別紙第２号様式）を送付するものとし，併せて出納命令役にその旨を通知するものとする。

２　校長は，寄附金が入金されたときは，当該寄附者に対し，礼状（別紙第３号様式）を送付するものとする。

（受入れ報告）

第５条　校長は，寄附金の受入れの決定をしたときは，第３条の規定による意見を徴した場合を除き，運営会議に受入れ決定の報告を行うものとする。

（受入れの基準）

第６条　本校教職員の職務上の教育，研究に対する寄附であって，寄附者から教職員個人に対して寄附されたものについては，当該教職員が改めて学校に寄附しなければならない。

（寄附金の使途の特定）

第７条　寄附者から使途が特定されない寄附金を受入れるときにおいて，校長はその使用に先立ち，あらかじめ計画的にその使途の特定を行うものとする。

２　寄附者が使途を特定した場合において，寄附者の意図を妨げない範囲内で，校長が指定する使途に使用することができる。

附　則

この要領は，平成18年10月１日から実施する。

附　則

この要領は，平成20年６月11日から実施する。

附　則

この要領は，平成21年４月１日から実施する。

附　則

この要項は，平成24年４月１日から実施する。

附　則

この要項は，平成24年10月23日から実施する。

附　則

この要項は，平成25年４月１日から実施する。

附　則

この要項は，令和８年４月２２日から実施する。